

[公 印 省 略]
下管 第 1323 号
令和 6 年 3 月 7 日

福岡市排水設備指定工事店各位

福岡市道路下水道局長 天本 俊明
(管理部下水道管理課)

プラグ止めの念書の提出について (通知)

日頃より、本市下水道事業にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
福岡市で排水設備工事を行う際には、工事着手前に排水設備新設等計画確認申請書 (以下、確認申請書) を提出し、排水設備の構造等を審査しております。この確認申請書について、テナントビル等で入居テナントが未定の場合 (排水設備をプラグ止めしている場合) は、テナント決定後に別途確認申請書を提出することとなっております。

しかしながら、テナント決定後に確認申請書が提出されないことが多く、排水設備の不具合や公共下水道の維持管理に支障をきたす事案が発生しております。

このような事案を受け、新年度より排水指導係を新設し、指導を強化していくこととしております。つきましては、テナント未定物件については、テナント決定後に別途確認申請書を提出する旨を記載した「プラグ止めの念書」を提出するようお願いいたします。

- 1 提出書類
プラグ止めの念書 (任意様式)
- 2 運用開始日
本通知後の審査より適用する。

<問い合わせ先>

福岡市役所道路下水道局管理部下水道管理課

TEL 092-711-4534

FAX 092-733-5596